

歓待と差別 —アンシャン・レジーム期 フランスにおける外国人の 処遇をめぐる言説—

見瀬 悠

大阪大学大学院人文学研究科

若手研究者セミナー
(日仏文化講演シリーズ第360回)

はじめに

「これは一種の圧制であり、**礼節と歓待を誇るフランス**で遭遇するとは思われていません。しかし実際には、**外国人**がそのもっとも重要な関心事に関してこれほどひどく扱われている国はほかにありません。外国人がフランスで死ぬと、たとえ相続人がその場にいたとしても、**国王**がその財産をすべて没収します。この専制は**外国人遺産取得権droit d'aubaine**と呼ばれています。」

スモレット『フランス・イタリア紀行』（1766年）

※**外国人遺産取得権**：**国王が外国人の遺産を取得する権能**

フランスに帰化せず、フランス生まれの子孫も残さずに死亡した外国人の財産は国王のものとなる制度

外国人への歓待の国のイメージ

- **中世以来の王権による外国人の招き寄せと受入れ**
王国の経済・軍事・文化に貢献しうる外国人
政治的・宗教的避難者
- **近世の王権による外国人の定着の促進と歓待の表明**
外国人遺産取得権を適用免除
- **帰化の申請も拒まない**
- **16・17世紀のヨーロッパで**
フランスは外国人への好意的な受入れで知られる
「痛み苦しむものの避難場所」を自任

外国人に対する差別的な法制度

■ 相続上の制限

遺言権なし、相続・被相続の制限

■ 職業上の制限

銀行業の制限、公職に就けない、
宣誓ギルド（同業組合）からの排除

■ 訴訟金支払い保証人を立てる必要性

■ 外国人特別課税

職業実践や財産の安全と引換

歓待と差別の両立

- 外国人に対する差別法制は17世紀以降疑問視される
- それ以前は歓待と差別法制が根本的に矛盾せずに両立
- **なぜか？**

どのような認識や論理に立脚していたのか？

外国人の差別法制はどのように正当化されたのか？

正当化論理は17世紀以降いかなる変化を被ったのか？

- **本報告の趣旨**

16～18世紀の外国人の処遇に関する規範的言説を検討

外国人遺産取得権に関する法学者・哲学者の記述に着目

本報告の構成

はじめに

1. 宗教戦争期から17世紀前半頃

外国人嫌悪と外国人差別法の拡大

2. 外国人差別の正当化の論理

外国人の「生まれの瑕疵」と王国の「自然的調和」

3. 自然法思想と啓蒙哲学の発展のなかで

外国人遺産取得権の批判

おわりに

1. 宗教戦争期から17世紀前半頃



聖バルテルミの虐殺（1572年）

宗教戦争期の外国人嫌悪

■ 宗教戦争：1562～1598年

第一次から第八次まで

アンリ4世が発布したナント王令によって終結

■ 国家やフランス人・外国人に関する政治的議論が盛ん

ジャン・ボダン『国家論』（1576年）

ジャン・バケ『外国人遺産取得権論』（1577年）

外国人遺産取得権は外国人の地位の特徴

■ 外国人嫌悪の言説の高まり

①1560年代～1580年代半ば：イタリア人

②1580年代半ば～：スペイン人

イタリア人嫌悪（1560年代～1580年代半ば）

■ イタリア人による王国の財政と政治の支配

15世紀半ば以降、リヨンの大市開催以降イタリア人商人・金融業者が集う

1540年代半ば以降、王権への資金提供や徴税請負パリや宮廷に進出、政治的影響力を発揮

■ フランスの不況の責任

イタリア人金融業者は「貪欲」なカネの亡者

■ 聖バルテルミの虐殺の責任

母后カトリーヌ・ド・メディシスと側近の廷臣

カトリーヌは「外国人女」「フィレンツェの淫婦」

スペイン人嫌悪（1580年代半ば～）

■ 第2次カトリック同盟の結成

1584年アンリ3世の弟の死亡、ナヴァラ王アンリ（ユグノ）のフランス王位継承が確実に

1585年、ギーズ公アンリはスペイン王フェリペ2世の支持を受けて第2次カトリック同盟を結成

1589年アンリ4世即位 同盟との戦いの継続

■ 反カトリック同盟パンフレット

スペイン人は「残酷」「意地悪」「傲慢」で「自惚れ」ている フランス人とは相いれない

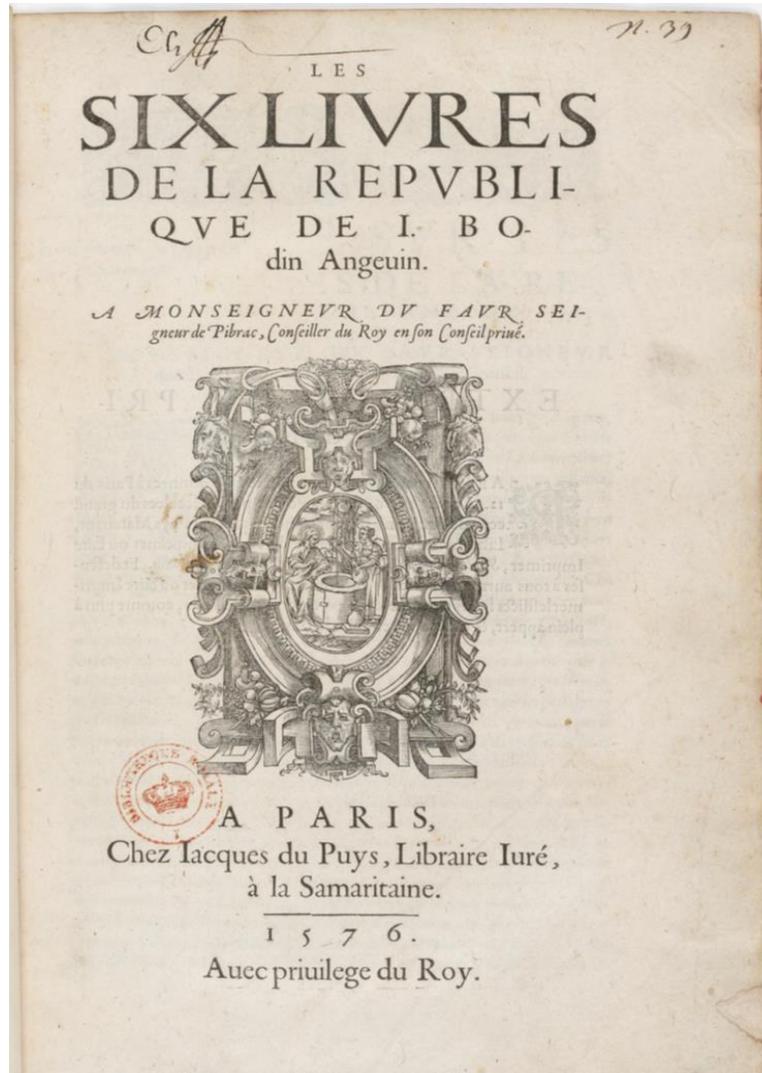
■ 反スペイン感情はその後も継続

仏西両王家の婚姻、仏西間の戦争（1635～1659年）

外国人の活動の制限強化

- 1543年外国人の宣誓ギルド加入の禁止
- 1563年銀行業従事に保証金15万リーヴルの義務化
1579年ブロワ王令で確認
- 1565年外国人に破産宣言の禁止
- 高位聖職禄からの帰化者の排除
1576年全国三部会、第一身分代表が帰化者にも聖職禄保有禁止を適用するよう要求
1579年ブロワ王令、高位聖職禄から帰化者の排除
- 官職からの外国人の排除
1616年にあらゆる官職に拡大

2. 外国人差別の正当化の論理



ジャン・ボダン 『国家論』 (1576年)

ジャン・パポン (1507-1590年)

外国人の「生まれの瑕疵」

- 外国人は生まれながらフランス人とは異質という
言説
- 外国人の生得的な性質
 - 「外国人の染み」 「外国人の瑕疵と障害」
 - 「出自の瑕疵」 「外国人の欠陥」
 - 「出自の欠陥」
- 本質主義的な「外国人」の観念
 - 外国人を差別することは必然
- バケによる外国人遺産取得権の解釈
 - 外国人を識別しフランス人との間に差異を設けることを目的とする制度として導入された

生まれと忠誠心との強い連関

- 生まれた場所を離れるのは「奇妙」
- 外国人は生来の繋がりを国王や王国との間に持たないため、潜在的に疑わしく有害である

「神の法によっても人間の法によっても、外国人は恐れ疑うべきものである。とりわけ、王国の秘密を忠実に保持するか裏切りによりそれを暴露するかという点についてはそうである。外国人は決して元来の住民と同じくらい忠実であることはないだろう。元来の住民は常に自らの祖国の安寧に友情、熱意、配慮をもち、裏切るよりもむしろ苦しむことを望むだろうが、こうしたことは外国人には期待も希望もできないだろう」

ジャン・パボン（1578年）

王国の「自然的調和」

■ 住民と国王と国家の自然な政治的結合

外国人を猜疑し排除するための論拠

■ 16・17世紀の気候風土論や外国人嫌悪による後押し

■ 中世末期以来の王国の「自然的調和」の観念の影響

住民と王国と国王の根本的な一致は自然の規則と神の意思に由来する

百年戦争期の愛国的言説

■ トマス主義的な自然観

自然は善であり調和がとれていて、創造主である神の摂理に服している 自然は絶対的な正統性をもつ

■ 外国人差別法制は「自然」、理に適っている

王権の外国人受入れ

■ 外国人の受入れはフランス王権の「伝統」

フランス王国はシャルルマーニュの時代から「あらゆる人々、特に外国人に対する穏和、礼節、正義、公明によって世界のあらゆる国民に知られて」いる

クロード・ジョリ（1652年）

■ 政治・宗教的避難者の「避難場所」

フランスは「自由の真の住処」「栄誉」

アントワーヌ・ド・モンクレティアン（1615年）

■ フランス君主制の卓越性の例証

王国に迎え入れ、フランス臣民と同等の自由を与えるだけであっても、国王の特別な寛大さの表明

1587年9月王令

■ 外国人課税の一種

銀行家、商人、仲買人が対象 取引の自由と引換

■ 前文に記された王令の動機

「余への奉仕に愛着をもつ」外国人に、
「できるだけ好意的に扱い、彼らに余の支配に服す地
に一層住まう機会を与え、あたかも余の生来の臣民で
あるかのような同じ特権、権利、自由を享受させたい」

外国人課税も国王による外国人への特別の恩恵、「好意的」な受入れの一環として正当化

外国人差別法制の捉え方

- 外国人遺産取得権は君主制の卓越性と矛盾しない
- フランスでは緩和されている

「外国人はギリシア、ローマ、東方全域において受けていたよりもはるかに好意的な処遇をフランスで受けている」
ジャン・ボダン（1576年）

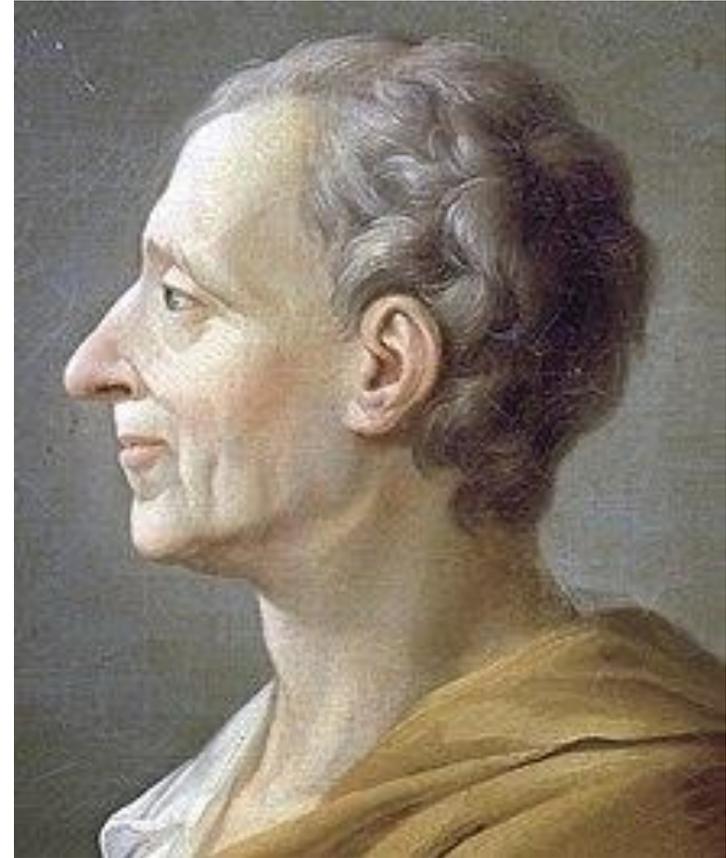
外国人が「捕虜、敵、奴隷とみなされて」いた「ローマ人の法」に比べれば、フランスの外国人遺産取得権は「穏和で好意的な規定」によって緩和されている
ジャン・パポン（1578年）

外国人遺産取得権は歓待の国としてのフランスの表象と齟齬をきたしていない

3. 自然法思想と啓蒙哲学の発展のなかで



フーゴー・グロティウス (1583-1645年)



モンテスキュー (1689-1755年)

自然法思想における所有権

■ グロティウス『戦争と平和の法』（1625年）

人間本性に備わる社会性 所有権の尊重は自然法
外国人に遺言権を認めない規定は「外国人が敵扱いされてきた時代に由来」し、「より文明化された諸国民においては正当な理由で廃止されている」

外国人遺産取得権と文明性は両立しない

外国人の遺言・相続能力が国内法だけでなく自然法・国際法の領域に

■ 18世紀の自然法・国際法学者への影響

クリスティアン・ヴォルフ

エメール・ヴァッテル『万民法あるいは自然法の諸原則』（1758年）

歓待との矛盾の認識

- ラ・モトゥ・ル・ヴェイエ 「祖国と外国人について」
(1643年)

「オベーン」 aubene[aubaine] (外国人、外国人の遺産) は**イングランドの古名「アルビオン」 Albionから派生**と解釈

「**外国人に敵対して導入されたものを表現するのに適した単語をひとつももっていなかったフランス人の歓待**」を示す

- 『**トレヴー辞典**』 (初版1704年)

外国人遺産取得権は「**歓待と自然的自由**」に反する
「**憎悪法**」

外国人遺産取得権批判の普及

■ モンテスキュー『法の世界』 (1748年)

外国人遺産取得権はヴィシゴート族によるローマ帝国侵入の際に導入された「非常識」な法

■ 『百科全書』第6巻 (1756年) 「外国人」項目

外国人の自由な訪れや定着、国家の繁栄を促進

外国人に不動産の購入や遺言や財産の自由処分を許さない法は「外国人がほぼ敵とみなされていた野蛮な時代の名残」

■ ジャン=バティスト・モオ『フランスの人口に関する探究と考察』 (1778年)

「外国人をわれわれの国から追い払い、国王の名のもとに、その臣民の数の増大を妨げる」「非常に未開で野蛮で不条理な法」

批判の根底にある観念

■ 「有用性」 utilitéの観念

伝統主義や国民主義ではなく、国家の繁栄や人類の幸福、公共善にとって有益かどうか

■ グリム『文芸通信』1764年5月1日付記事

大法官ダゲンを「開明的ではない」

「野蛮でフランスにとって有害な」外国人遺産取得権の廃止案に対して、「王権の最も古い法」であるという理由で反対した

伝統や権威を理由に悪弊を維持することは愚かな行為

批判の根底にある観念

■ 「慈悲」 humanitéの観念

「平和のイデオロギー」の時代

「慈悲」は他者の痛みを思い、隷従や迷信、悪徳や不幸の廃止を望み、隣人のためにひとを善行へと駆り立てる「高貴で崇高な情熱」

■ 外国人遺産取得権は「無慈悲」

文芸批評家シュアールのアカデミー・フランセーズ
入会演説（1774年）

「慈悲」を国民間の憎悪や戦争と対置、外国人遺産取得権は「諸国民を侮辱する法」

■ 外国人は共感や慈愛の感情をもって接すべき隣人

外国人の処遇は文明の指標

■ ヴォルテール『習俗論』（1756年）

外国人遺産取得権は東洋には見られないがヨーロッパに残存する「野蛮」な慣習

■ ヴァッテル（1758年）

「外国人を快く迎え入れ、礼儀をもって接し、あらゆる物事において世話好きな性格を示すことは洗練された国民にふさわしい」

外国人への親切な振る舞いは国民の義務

フランスの文明性の風刺

■ ローレンス・スターン『センチメンタル・ジャーニー』（1768年）

「午後三時には私はまぎれもなくフランスで食卓に着き、鶏肉のフリカッセを食べていました。もしあの晩私が消化不良で死んだとしても、世界中の誰も外国人遺産取得権の効力を停止できなかったでしょう。私のシャツ、黒い絹のズボン、旅行カバン、あらゆるものがフランス国王に召し上げられていたでしょう。[中略]ああ陛下！これはあんまりです。それに私が説得申し上げなければならぬのが、非常に洗練されていて礼儀正しく、情趣と繊細な感情で名高い国民の君主であらせられるとは、なんとも嘆かわしいことです。」

おわりに

■ 外国人の差別的処遇を正当化したもの

外国人を固有の生得的性質をもつ「**自然**」に依拠した
カテゴリーとし、フランス人との差異を本質化

外国人の**生まれの瑕疵**→フランス人との**差異化が必然**

外国人は王国や国王と生来的繋がりをもたないため

「**自然的調和**」の外部 疑わしい存在・潜在的害悪

フランス臣民と同等の扱いは**特別な恩寵の表明**

外国人差別法への批判は生じ得ない

おわりに

■ 外国人の差別的処遇への異議申し立てを促したものの

自然法思想の発展と啓蒙哲学の普及のなかでもたらされた理念上の変化

人間本性にもとづき、政治共同体への帰属に還元されない基本的権利の構想

外国人であってもフランス王国内で守られるべき権利があり、それを尊重しない制度はもはや歓待や文明性と両立せず、国家の繁栄や人類の幸福を阻害する野蛮で不合理で無慈悲なものとして批判や風刺の対象になった。

外国人差別法の正当性の喪失、啓蒙が打破すべき悪弊